

雫石町監査委員告示第 11 号

先に地方自治法第 199 号第 4 項の規定に基づき報告した、令和 5 年度定期監査（令和 4 年度期末監査）結果に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第 14 項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 29 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

零総第 0509032 号

令和 5 年 9 月 25 日

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿子 恵久



令和 5 年度定期監査の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 上下水道課

[指摘事項]

水道未普及地域生活用水確保事業補助金交付事務（2 件）について

- ・ 11 月 1 日に受理した当該補助金申請書に対し、交付決定が速やかに行われていなかった（交付決定通知：12 月 26 日付指令第 816 号）。

零石町水道未普及地域生活用水確保事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項では「速やかに申請者に通知するもの」とされている。

- ・ 上記 12 月 26 日付指令第 816 号決定通知書内 2. 交付条件等（1）において、事業完了を 12 月 20 日と明記しており、交付決定通知よりも前の日付で事業完了を指示している。

要綱第 7 条では「補助金の交付対象事業は、補助金交付決定後に着手するものとする。」としており、要綱を無視した運用である。

所管課に上記 2 項目について確認したところ、安全な飲料水であることが担保されなければ補助金交付できないとの考えから、先に工事及び水質検査をさせ、安全な水であることを確認してから交付決定したため、このような時系列となったことを確認した。

当該補助金の目的が「生活用水の確保」であるため、水質検査の結果をもって交付決定通知していたが、検査結果の「良」「不良」によって補助金を「交付する」「交付しない」とするのではなく、申請があれば要綱に則り速やかに交付決定をし、対象事業及び水質検査を実施させるべきである。仮に、水質検査の結果が「飲料水に適さない」場合であっても、生活用水の確保のため対象事業を実施した申請者には補助金を交付すべきと判断する。

[措置方針]

零石町水道未普及地域生活用水確保事業補助金交付要綱に基づき、適正な事務執行に努める。

2 注意事項及び措置方針

(1) 共通事項

[注意事項]

部品の交換、機械器具の修理において、町が定める雫石町営建設工事請負契約書及び特記仕様書により請負契約を締結している案件が散見された。

上記契約書は、建設業法第3条第1項の建設業の許可を受けて建設業を営む者と、同法第2条第1項で規定する建設工事の請負に関し、同法で規定する事項に基づいて作成されているものである。

部品の交換、機械器具の修理は、同法で規定する建設工事には該当しないことから、それぞれの案件に適した契約書を作成されたい。

[措置方針]

器具交換程度の比較的簡便な修繕内容であって建設業法に規定する業務でない場合に使用する標準約款を作成の上、周知する。

(2) 子ども子育て支援室

[注意事項]

地域子育て支援センター事業委託契約書及び物品売買契約書に雫石町契約規則第22条第2項に規定する紛争解決方法の条項がないため改善されたい。

[措置方針]

令和5年度の契約から、当該条項を追加して契約した。

(3) 観光商工課

[注意事項]

アウトドア観光推進事業委託の仕様書において、複数の成果物の納品期限を個別明示していたが、納品書を確認すると、納品期限を超過しているものがあった。実際には、仕様書で示した期限内に納品されていたとのことであるが、当該納品書と一致していない状況であるため、仕様書に従い、個別に納品書を受領すべきである。

[措置方針]

仕様書に従い、複数の成果物の納期限を定める業務については、納品時に個別に納品書を受領するよう適正な事務執行に努める。

(4) 農林課

[注意事項]

管理備品（蒸し器）購入の際、仕様書に従前から使用している製品メーカー名及び現在使用中の規格と同じ型式のみ記載されていた。参考として製品メーカーを記載する際には競争性が確保されるよう、同等以上の物品の取扱いが可能となる旨を仕様書に明記するべきである。

[措置方針]

競争性が確保されるよう、同等以上の物品の取り扱いが可能となる旨を仕様書に明記することについて、課内での共有を行った。

今後、同様の業務を実施する際は、本件を踏まえ、適切な業務執行に努める。

(5) 学校教育課

[注意事項]

校舎内清掃業務委託について、契約規則第 19 条ただし書きの規定を適用し 1 者随契としているが、1 者随契にするには相当の理由が必要である。清掃業務を行う企業は盛岡管内に複数あるため、競争性・有利性を担保するため、当該規則に従い 2 者以上から見積書を徴収すべきである。

[措置方針]

今後、同様の業務を委託する際は、2 者以上から見積書を徴することとする。